

令和 5 年 度

工事監査結果報告書

令和 6 年 3 月

豊 島 区 監 査 委 員

豊島区監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、令和5年度工事監査の結果について、同条第9項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和6年3月29日

豊島区監査委員	奥	島	正	信
同	中	川	貞	枝
同	鈴	木	善	和
同	中	澤	雅	之

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の目的	1
2	監査の対象	1
3	監査の観点	1
4	監査の実施期間	2
5	監査の方法	2
6	監査結果の基準	2
第2	監査の結果	3
1	高南小学校別棟（高南保育園仮園舎）新築工事	3
2	区民ひろば朋有複合施設全面改修工事	5
3	椎名町小学校校庭改修工事	7
4	池袋本町二丁目児童遊園拡張整備工事	8
第3	監査結果に対する改善等措置の報告	9
資料	（工事別概要）	10

第 1 監査の概要

1 監査の目的

区の事務事業の執行に係る工事について、対象工事の設計委託から施工まで財務上及び技術上の執行手続が適正に行われているかを主眼に、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき監査を実施した。

2 監査の対象

令和 4 年度に着工した建築工事及び土木工事のうちから、次の工事を対象として監査を実施した。

なお、対象工事の概要は、「資料（工事別概要）」のとおりである。

(1) 高南小学校別棟（高南保育園仮園舎）新築工事

施工場所：豊島区高田二丁目12番7号

対象部課：総務部施設整備課

子ども家庭部保育課

教育委員会事務局教育部放課後対策課、学校施設課

(2) 区民ひろば朋有複合施設全面改修工事

施工場所：豊島区東池袋二丁目38番10号

対象部課：総務部施設整備課

区民部地域区民ひろば課

保健福祉部高齢者福祉課

子ども家庭部子ども若者課

(3) 椎名町小学校校庭改修工事

施工場所：豊島区南長崎四丁目30番5号

対象部課：都市整備部道路整備課

教育委員会事務局教育部学校施設課

(4) 池袋本町二丁目児童遊園拡張整備工事

施工場所：豊島区池袋本町二丁目39番7号

対象部課：都市整備部公園緑地課

3 監査の観点

監査にあたっては、当該工事に係る契約、支出事務等の執行状況及び工事の施工状況について、設計、積算、契約、施工等の技術面等から当該工事が適正に行われているかを主な観点とし、併せて経済性、効率性、安全性の観点に留意して書類審査及び現地調査を実施した。

4 監査の実施期間

事務監査：令和5年11月6日、7日

工事技術調査：令和5年11月13日

監査委員監査：令和5年12月19日、20日

5 監査の方法

事務監査は、所管課から提示を受けた契約及び支出関係書類、設計及び工事に係る関係書類等の内容について確認し、関係職員から説明を聴取することにより実施した。

監査委員による監査は、事前に提出された資料に基づき、各所管部課長から工事の概要説明を受け、現場実査のうえ質疑応答を行うことにより実施した。

なお、「高南小学校別棟（高南保育園仮園舎）新築工事」に対する技術調査を公益社団法人日本技術士会に委託し、技術士による専門技術的な立場からの所見をまとめた工事技術調査報告書を受け、監査の参考とした。

6 監査結果の基準

地方自治法第199条第9項の規定による監査の結果及び地方自治法第199条第10項の規定による意見は、次の「監査結果における指摘事項等の基準」（平成29年1月16日豊島区監査委員協議会決定）に基づき述べる。

[監査結果における指摘事項等の基準]

1. 指摘事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況にあるもののうち、その内容が重大と認められる事項
- ② 不適正な執行状況にあり、その結果が区の事務事業に著しい支障をきたすと認められる事項または区政に対する不信を招くおそれがあると認められる事項
- ③ 過去に指摘事項または指導事項としたもののうち、必要な改善措置がなされていないと認められる事項（特別な事情があると認められるものを除く。）
- ④ その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき重大な事項

2. 指導事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、その内容または結果から指摘事項とするに至らないと認められる事項（軽微な誤謬等によるもので、他に影響が少ないと認められるものを除く。）
- ② その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき事項

3. 意見・要望

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資することを目的に表明する次の事項

- ① 行政運営上の諸課題または事務事業の執行等について、経済性、効率性、有効性等の観点から改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ② 法令、各種通知等に違反するものではないが、事務処理上、改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ③ その他表明すべき事項

第2 監査の結果

1 高南小学校別棟（高南保育園仮園舎）新築工事

（1）工事の経緯

高南小学校では、在学児童数が増加傾向にある中で、近隣の大規模マンション建設によりさらなる児童数の増加が見込まれ、教室数の確保などが課題になっていた。また、校内に併設する子どもスキップは、部屋の配置が分断されており、利用及び安全確保の面で懸案事項であった。

一方、近接する高南保育園においても増加する対象園児への対応や建物の老朽化（昭和40年建築）を踏まえ、建替えを計画したものの、仮園舎の確保が急務となっていた。

そこで、両施設が抱える課題を解決するため、高南小学校敷地内に保育園、子どもスキップ及び高南小学校が使用する複合施設を整備した。竣工当初は保育園仮園舎（1、2階）と子どもスキップ（3階）が使用し、保育園の移転後は学校施設（2、3階）と子どもスキップ（1階）として使用する。

（2）指摘・指導事項

特に指摘・指導する事項は認められなかった。

（3）意見・要望

① 太陽光パネルの設置について

屋上に太陽光パネルを設置し、発電された電力を自家消費している。SDGsの観点から、公共施設における環境配慮の率先行動として範となるものである。今後も、施設建設等にあたっては継続して取り組まれない。なお、蓄電池を設けていない理由について、太陽光パネルが小規模のため費用対効果検証の上で設置を見送ったことが示された。検証の上での判断であり理解できるところではあるが、今後の施設建設にあたっては蓄電池の設置を含めて、脱炭素化へ向けた効果的かつ積極的な対策を望む。

（施設整備課）

② 建物の用途転用を見据えた建築計画と転用時の改修について

高南小学校別棟は、保育園仮園舎、子どもスキップ、小学校教室の段階的な使用用途の変更を想定して計画されたものであり、骨組みだけを残しその他は取り換えられる合理的な仕様になっていた。人口など社会動態の変化に備えて施設内容を柔軟にカスタマイズできる建物仕様は、今後の公共施設で求められる重要な視点であるとする。経費抑制の面からも有効な手法であり、今後も引き続き取り組まれない。

また、保育園移転後に学校の仕様に改修する際には、現在使用している建材や機器を積極的に再利用するなど資源の有効活用に努められたい。

(施設整備課)

③ 植栽の効果を高める適切な管理の励行について

屋上と壁面に工夫した緑化を施しており、地域景観に配慮した仕様になっている。植物は生き物であり、施工後の植物環境を維持できてこそ、その効果を発揮するものである。植物の健康を保つことで美しい緑を維持し、楽しめる景観として地域に親しまれるために、メンテナンスのノウハウを蓄積してもらいたい。

近年では、夏の猛暑により植物が枯れることも多い。植物の状態を定期的に確認するなどし、迅速な対応と適切な維持管理を心掛けられたい。

(学校施設課)



▲ 太陽光パネル（屋上）



▲ 子どもスキップ高南（3階）



▲ 壁面緑化（南側）

2 区民ひろば朋有複合施設全面改修工事

(1) 工事の経緯

区民ひろば朋有複合施設（1階：区民ひろば朋有、東池袋フレイル対策センター、2階：中高生センタージャンプ東池袋）は、旧東池袋ことぶきの家及び旧東池袋児童館として昭和63年に建設された建物を転用して、平成19年に開設した施設である。建設から30年以上が経過し、施設や設備の老朽化に伴い大規模改修工事を実施した。

改修にあたっては、内部階段の新たな設置、直結増圧給水ポンプの増設のほか、昇降機の新設などによりバリアフリーにも配慮して、利用環境を改善した。

(2) 指摘・指導事項

特に指摘・指導する事項は認められなかった。

(3) 意見・要望

① 施設内移動の改善について

建物2階に位置する中高生センタージャンプ東池袋への移動手段は、これまでは外階段のみであった。今回の改修で施設内にエレベーターが設置されたことにより、車椅子利用者の来所が可能となった。バリアフリー整備について広くアピールし、車椅子利用者の来館を促すなど、さらなる多様な利用促進に取り組まれない。

(子ども若者課)

② 子どもの意見を尊重・反映したことについて

中高生センタージャンプ東池袋の改修にあたり、施設内の壁紙やサインプレート等は利用者とも一緒に検討し、選択したものを採用している。改修工事の機会を捉えて利用者の意見を随所に取り入れたことは、普段から区と利用者の円滑なコミュニケーションが図られている結果だと思われる。引き続き、他のさまざまな場面でも利用者と相談を重ねながら、より良い施設運営に取り組まれない。

(子ども若者課)



▲ 新設のエレベーター（区民ひろば朋有）



▲ チョークで絵が描けるプレイルームの壁紙（中高生センタージャンプ東池袋）

③ 施設の防犯カメラについて

防犯カメラは複合施設内の3施設それぞれの入口に設置され、その映像は各施設の事務室で確認することとなっているが、複合施設全体の映像を1か所で確認することはできない。各施設の開館時間は異なるため、施設の責任者間で緊急時に連絡が取れるなどの措置を図ることで、防犯対策を向上されたい。

(地域区民ひろば課、高齢者福祉課、子ども若者課)

④ 複合施設における所管課の連携について

本複合施設においては、施設規模の大きい地域区民ひろば課が中心となって各課と調整し、一つの建物として連携した管理がなされている。複合施設においては、防災訓練をはじめとして組織間で連携共同した管理運営をすることが、一つの館としての安全性や利便性、魅力などを総合的に発揮できる。今後も利用者の目線と管理者の目線を併せ持ちつつ、複合施設の関係課が密に連携したサービス展開に努められたい。

(地域区民ひろば課、高齢者福祉課、子ども若者課)

3 椎名町小学校校庭改修工事

(1) 工事の経緯

椎名町小学校の校庭は、前回の改修工事から約17年が経過したため、「小学校の運動場改修整備方針」に基づき改修工事を実施した。全天候型校庭舗装や給排水設備等の改修、遊具・運動施設の取り替えとともに、新たに災害用のマンホールトイレを整備した。

(2) 指摘・指導事項

特に指摘・指導する事項は認められなかった。

(3) 意見・要望

① ゴムチップ舗装による効果検証について

これまでの間、小学校校庭の舗装形態は変化してきた。椎名町小学校においては、従前のゴムチップ舗装からのリニューアルである。当該校のみならず、ゴムチップ舗装など校庭の舗装形態と児童の怪我との関係について、データを蓄積し、把握することで効果検証に取り組まれない。

(学校施設課)

② マンホールトイレについて

椎名町小学校は災害時の救援センターとしての役割も担っていることから、今回の整備において災害用のマンホールトイレ6基を設置した。マンホールトイレは、下水道管路にあるマンホールの上に便座やテントを設置することにより、トイレ機能を確保するものである。令和6年元日に能登半島地震が発生し、首都直下型地震の発生確率も高いとされる中で、災害への備えとしてマンホールトイレを設置したことは、非常に心強い取り組みである。災害発生時において迅速に使用できるよう、適切に管理・運用されたい。

(道路整備課)



▲施工前



▲施工後

4 池袋本町二丁目児童遊園拡張整備工事

(1) 工事の経緯

池袋本町地区では、木密地域の改善対策である居住環境総合整備事業を進めている。空地の確保は同事業の効果を高めることから、池袋本町二丁目児童遊園の隣接地を取得し、同児童遊園の拡張に併せて園全体を改修整備した。

整備にあたっては、園内の見通しが悪く、施設の老朽化などで利用状況の優れない従前の状況を改善し、園路のバリアフリー化をはじめインクルーシブ遊具を新設するなど、誰もが楽しめる児童遊園への転換を図った。

(2) 指摘・指導事項

特に指摘・指導する事項は認められなかった。

(3) 意見・要望

① 園内の遊具及び制札板等について

今回の整備において、障がいの有無を問わず一緒に遊べるインクルーシブ遊具を備えた。SDGsの原点ともいえる包摂性を体現する価値ある取組みである。今後、遊具やベンチ等の機能やデザインの選定にあたっては、時勢をよく見据え、誰もが安心して快適に利用できる空間づくりを目指されたい。

なお、制札板については、現時点の園内注意事項等とその表示が一致しないまま再利用されており、板の一部が破損している状況であった。内容の更新及び修繕等の処置を早急に図られたい。

(公園緑地課)



▲施工前



▲施工後

第3 監査結果に対する改善等措置の報告

監査の結果について、改善等の措置を講じられたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員あて通知されたい。

なお、事務監査及び監査委員監査の際に、口頭で是正を求めた各所管課の事務処理及び施設管理に関する軽微な事項については、速やかに対処されたい。

【資料（工事別概要）】

1 高南小学校別棟（高南保育園仮園舎）新築工事

施工場所	豊島区高田二丁目12番7号
工 期	令和4年10月22日～令和5年10月31日
施設概要	鉄骨造 地上3階 1・2階：高南保育園（仮園舎） 3階：子どもスキップ高南 <保育園移転後（予定）> 1階：子どもスキップ高南 2・3階：高南小学校 敷地面積 1,330.46㎡ 建築面積 453㎡ 延床面積 1,355.14㎡
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事 ・ 給排水衛生、冷暖房換気、ガス設備工事 ・ 電気設備工事 ・ 昇降機新設工事
契約状況	
設計等	請負業者 株式会社ジャパンアセスメントオフィス
基本設計業務請負	契約金額 8,008,000円
	履行期間 令和3年6月25日～12月17日
地盤調査請負	契約金額 4,730,000円
	履行期間 令和3年11月11日～令和4年1月14日
実施設計業務請負	契約金額 32,102,400円
	履行期間 令和4年1月20日～10月31日
工事監理業務請負	契約金額 11,660,000円
	履行期間 令和4年9月28日～令和6年1月31日
工事等	
給排水衛生・冷暖房換気 ・ガス設備工事	請負業者 ローヤル・信和特定建設工事共同企業体
	契約金額 118,800,000円
	工 期 令和4年9月16日～令和5年10月31日
電気設備工事	請負業者 広和電気株式会社
	契約金額 53,532,600円
	工 期 令和4年10月7日～令和5年10月31日
昇降機設備工事	請負業者 三精テクノロジーズ株式会社東京支店
	契約金額 23,012,000円
	工 期 令和4年10月12日～令和5年10月31日

新築工事	請負業者	株式会社小松原工務店
	契約金額	543,869,040円
	工 期	令和4年10月22日～令和5年10月31日
太陽光発電設備工事	請負業者	広和電気株式会社
	契約金額	6,400,000円
	工 期	令和5年4月15日～10月31日
外構工事	請負業者	株式会社小松原工務店
	契約金額	33,000,000円
	工 期	令和5年8月5日～10月31日

2 区民ひろば朋有複合施設全面改修工事

施工場所	豊島区東池袋二丁目38番10号
工 期	令和4年10月22日～令和5年12月15日
施設概要	鉄筋コンクリート造 地上2階 1階：区民ひろば朋有、東池袋フレイル対策センター 2階：区民ひろば朋有、中高生センタージャンプ東池袋 敷地面積 1,850.09㎡ 建築面積 968.32㎡ 延床面積 1,487.56㎡
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・内部改修（内装全面改修、昇降機及び鉄骨階段設置） ・外部改修（屋根防水、外壁塗装、建具改修） ・給排水衛生、冷暖房換気、ガス、電気設備工事
契約状況	
設計等	請負業者 株式会社綜企画設計東京支店
設計業務請負	契約金額 25,199,900円
	履行期間 令和3年5月26日～令和4年5月27日
工事監理業務請負	契約金額 16,600,000円
	履行期間 令和4年10月3日～令和5年12月15日
工事等	
給排水衛生・冷暖房換気 ・ガス設備工事	請負業者 経塚・新特定建設工事共同企業体
	契約金額 176,770,000円
	工 期 令和4年8月5日～令和5年12月15日
電気設備工事	請負業者 初見・文京特定建設工事共同企業体
	契約金額 120,081,500円
	工 期 令和4年8月26日～令和5年12月15日
改修工事	請負業者 株式会社歌工務店
	契約金額 377,608,000円
	工 期 令和4年10月22日～令和5年12月15日

	昇降機新設工事	請負業者 日本エレベーター製造株式会社
		契約金額 18,150,000円
		工 期 令和4年11月16日～令和5年12月15日
	外構工事	請負業者 株式会社歌工務店
		契約金額 52,809,900円
		工 期 令和5年9月2日～12月15日

3 椎名町小学校校庭改修工事

施工場所	豊島区南長崎四丁目30番5号
工 期	令和4年7月27日～令和5年3月13日
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装工 舗装面積2,333.6㎡（うち校庭面積1,922.9㎡） ・ 遊具・運動施設設置工事 ・ 給排水設備工事
契約状況	
設計業務請負	請負業者 株式会社東北構造社 東京支店
	契約金額 8,096,000円
	履行期間 令和3年6月7日～令和4年1月31日
改修工事	請負業者 スポーツ施設株式会社
	契約金額 145,729,100円

4 池袋本町二丁目児童遊園拡張整備工事

施工場所	豊島区池袋本町二丁目39番7号
工 期	令和4年9月26日～令和5年3月15日
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工、撤去工、移設工 植栽工、給水施設工、電気設備工、舗装工、 園路縁石工、L型側溝工、汚水柵工、施設工、柵工 (面積：199㎡から460㎡に拡張)
契約状況	
設計業務請負	請負業者 株式会社あい造園設計事務所
	契約金額 6,820,000円
	履行期間 令和4年4月1日～8月3日
拡張整備工事	請負業者 西武造園株式会社 東日本統括支店
	契約金額 35,084,500円